

事 務 連 絡
平成30年6月14日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私学担当課
附属中学校，附属高等学校，附属中等教育学校
又は附属特別支援学校を置く各国立大学法人
附属中学校，附属高等学校又は附属特別
支援学校を置く各公立大学法人
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン FAQについて

スポーツ庁が平成30年3月に策定・公表した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に関するQ&Aをまとめ、ホームページに掲載いたしました。

本ガイドラインに則った運動部活動改革の参考として御活用下さい。

なお、都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、都道府県私学担当課におかれては、所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれては、域内の学校設置会社に対して、周知が図られるよう配慮をお願いします。

記

○掲載 URL

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1405721.htm

○添付資料

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン FAQ.pdf

【本件担当】

〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

スポーツ庁政策課学校体育室

運動部活動推進係 廣瀬、難波

電話 03-6734-3777（直通）

E-mail staiiku@mext.go.jp